

後期高齢者医療医療費通知に係るコールセンター業務
に対する質問及び回答について

(問 1) 今回委任状を提出いたしますが、入札に立ち会うのは、委任事項 4 により、受任代表者が選任した代理人でも可能という認識でよろしいでしょうか？

(答 1) 例えば、本社から支社、支社から代理人といった委任関係とする場合委任状①として、委任者（本社）から受任者（支社）、委任状②として、委任者（支社）から受任者（代理人）ということとなります。正当な委任状を提出された場合には、代理人が入札に立ち会うことは可能です。

(問 2) 委任状の「委任終了期間」につきましては、コールセンター業務の終了日である令和 8 年 3 月 3 1 日と記載して問題ございませんでしょうか。

(答 2) 委任状の委任事項に応じた期間の記載であれば問題ありません。